

No.72
2019
12/20



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



水戸地本の不当労働行為救済申立を断固支持する八王子地本見解

2019年11月11日、水戸地方本部はバス棚倉分会の仲間と連名で東京都労働委員会へ不当労働行為救済申立を行った。企業犯罪である会社による脱退強要に対して、労働者の救済機関である労働委員会を活用してたたかうことは労働組合として当たり前のことであり、八王子地本は断固として支持し、共にたたかう決意を示すものである。

そもそも労働委員会とは、労働基準法など労働者を守るための“世の中の法”を守らない会社・権力へ法に則った運営を指導・監督する労働者の救済機関であり、使わないなどという手はありえないのである。そして、労働委員会の発する救済命令は使用者による不当労働行為を排除するばかりでなく、不当労働行為がなされなかったのと同様の状態を回復するのが救済命令の基本的な内容とされている。その意味からしても「不当労働行為が止まっているか、止まっていないか」や「当事者が処分されたから」などというレベルで論じるものではない。八王子地本が2007年7月に行ってきた「掲示物撤去事件」では2011年3月の都労委による不当労働行為認定をはじめ、2015年3月には最高裁が“不当労働行為の判例”と認定したことで判例化され、以降職場内において会社は一度たりとも組合掲示に手をつけていない。さらに中労委は「撤去等にあたり組合に対し相応の説明と協議を行い、当該協議を通じて、表現の修正、一部削除等、撤去以外の方法も含めて組合に弾力的な対応を求めていく事が必要であった」と示すように労使対等の原則と健全な労使関係の構築を指摘している。このように労働委員会を活用したたたかいは会社による不当労働行為に大きく制限をかけている。同様に2019年11月に勝利的和解を確認した「(適正な要員配置を求めて闘った)不当労働行為救済申立」においても、団体交渉では「年休の失効に対する救済という観点では会社に責任はない」と述べていた会社見解から、和解協定書では「職場でのマネジメントの課題等に起因して、年次有給休暇の時季変更権の行使に配慮を欠いたことを重く受け止め、遺憾の意を表し、今後、このようなことがないように留意する」などと深い反省と謝罪を述べるまでに変化してきた。これほどまでの成果を勝ち取れたのは組合員と共に職場活動を基軸とした地道なたたかいが根底にあったことは言うまでもない。だからこそ私たちは第三者機関を活用してたたかうべきだと、あらゆる場面で主張してきたのである。

いま私たちが組合員に示さなければならないのは不当労働行為に毅然と立ち向かう姿勢である。にもかかわらず中央本部は「バス棚倉は解決済み」という認識を示し、委員長は「不当労働行為が職場の中にあるとかないか噂がある」、徳野副委員長は「(水戸の不当労働行為救済申立は)支持しません」、村田副委員長は「組織なんだから組合員がああ言う、こう言うではない」などの発言は不当労働行為に苦しめられている仲間思いを馳せていない。同様に12月17日に開催された全地本委員長会議でも現場実態を無視して「職場で闘えば不当労働行為は止まった」と都合よく演出している。さらには不当労働行為を不適切な事象へと切り縮め、内容上に踏み込む議論もなく「大会決定違反」や「統制処分」を振りかざすに至っては、もはや労働組合を名乗ることはできない。労働組合とは一人ひとりでは弱い労働者が力を合わせることによってより強い力に立ち向かっていく存在なのである。その意味でも12月19日に東労組本部が発した水戸地本鈴木委員長代理と山口書記長への「制裁申請」、バス関東本部遠山議長への「専従解除」は、まるで会社権力におもんぱかった判断と言え、断じて許せるものではない。

今回、水戸地本が行った不当労働行為救済申立は、掛けられた脱退攻撃の渦中にある仲間の苦悩に寄り添い、仲間のために動いた労働組合として当然の行動である。あったことをなかったことにはできない。私たち八王子地本は結論ありきでなく、真に組合員のための労働運動構築に向けた真摯な議論と不当労働行為に決して屈することなく、あらゆる手段でたたかい抜く組織の創造なしに今の局面は乗り越えられないと考えている。よって、いつまでも形式のみにこだわることなく、内容上において12地本一体となった運動の創造と、組合員と共に健全な企業の創造に向けて実践していこうではないか。

2019年12月20日
東日本旅客鉄道労働組合
八王子地本執行委員会

八王子地本の見解はこれだ！